

**自治会・町内会等の法人化について**  
**—認可地縁団体設立の手引—**

**【問合せ先】**

**横芝光町役場 総務課**

**TEL:0479-84-1211 / FAX:0479-84-2713**

# 目次

## I 認可地縁団体とは

- 1 地縁による団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 法人化制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

## II 認可申請手続

- 1 地縁団体の認可までの手続の流れ・・・・・・・・ P 3
- 2 認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 認可・告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4 不認可の決定に対する異議申し立て・・・・・・・・ P 5

## III 認可後の地縁団体について

- 1 認可地縁団体の印鑑登録・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2 各種証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 3 告示された事項に変更がある場合・・・・・・・・ P 6
- 4 規約に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 5 団体が解散したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

## IV 認可の取消しと解散

- 1 認可の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 2 解散（地方自治法第260条の20）・・・・・・・・ P 9

## V 参考例・様式集

- 1 規約作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

2	総会議事録作成例	P 17
3	申請書等の様式	
①	認可申請書	P 19
②	構成員名簿	P 20
③	保有資産目録	P 21
④	保有予定資産目録	P 22
⑤	承諾書	P 23
⑥	代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	P 24
⑦	代理人の有無	P 25
⑧	証明書交付請求書	P 26
⑨	告示事項変更届出書	P 27
⑩	規約変更認可申請書	P 28
	【印鑑登録に関する様式】	
⑪	認可地縁団体印鑑登録申請書	P 29
⑫	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	P 30
⑬	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	P 31

## VI 参考法令

1	地方自治法（地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む）	P 32
2	横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	P 42

# I 認可地縁団体とは

## 1 地縁による団体

地縁による団体とは、自治会や町内会等、区域に住所を有することのみ所属条件とする団体で、地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

※地縁団体に該当しないもの

活動内容がスポーツ活動、芸術活動等、特定分野のみである団体や、婦人部や老人会等の性別、年齢によって所属条件が定まっている団体は地縁団体とは認められません。

## 2 認可地縁団体とは

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため町長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。

## 3 法人化制度の趣旨

従来、自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、自治会等の名義で登記ができなかったことから、会長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記されました。

## 4 認可の要件

- (1) 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている  
と認められること
- (2) 自治会等の区域が明確であること
- (3) その区域に住所を有する全ての個人が会員となることができ、その相当数の住民が会員になっていること

※年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてという意味で、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

※「その相当数の住民が会員となっていること」について、「相当数」の住民とは、その区域の全住民の3分の2以上のことをいいます。

(4) 規約を定めていること

## II 認可申請の手続

### 1 地縁団体の認可までの手続の流れ

#### 1. 事前準備

- ・団体内での方向性の確定
- ・団体の区域及び団体名義にする資産の調査
- ・書類の作成等を総務課に相談

#### 2. 総会の開催

##### 【審議事項】

《作成資料》

- |                          |   |            |
|--------------------------|---|------------|
| ① 規約の承認                  | → | 規約         |
| ② 認可申請することの議決            | → | 議事録        |
| ③ 代表者選出                  | → | 代表者の就任承諾書  |
| ④ 構成員の確定                 | → | 構成員名簿      |
| ⑤ 資産等の確定                 | → | 保有（予定）資産目録 |
| ⑥ 代表者の職務執行者停止、職務代行者選任の有無 |   |            |
| ⑦ 代理人の有無                 |   |            |

#### 3. 申請

##### 【提出書類】

- ① 認可申請書 ②規約 ③議事録 ④構成員名簿  
⑤保有（予定）資産目録 ⑥事業活動報告書 ⑦代表者就任承諾書  
⑧代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無  
⑨代理人の有無 ⑩区域図

#### 4. 審査

認可要件、提出書類等を町で審査し、認可又は不認可の決定を行います。

#### 5. 認可・告示

町の認可により法人格を取得します。

### 2 認可申請

認可申請は、当該地縁団体の代表者が、町長に対して次の書類により申請します。

(1) 認可申請書（P 19 申請書様式）

※認可申請書は、次の（2）～（10）の書類を添付してください

(2) 規約

※作成にあたっては、規約作成例（P 1 0）を参照してください

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

※総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの

(4) 構成員名簿（P 2 0）

(5) 保有資産目録（P 2 1, 2 2）

(6) 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

※自治会等で作成した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等

(7) 申請者が代表者であることを証する書類

- ・代表者選任についての記載がある議事録の写し
- ・代表者になることについての代表者の承諾書（P 2 3）

(8) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（P 2 4）

(9) 代理人の有無（P 2 5）

(10) 区域図を表示した地図

### 3 認可・告示

自治会等から申請書類提出後、町において書類を確認し、認可要件に該当するか審査を行います。要件に該当すると認められた場合は、町長の認可が行われ、次の事項が告示されます。

**【告示事項】**

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日等

#### 【認可後】

- (1) 団体名義で資産の登記・登録が可能になります。団体名義で不動産登記を行うべく法務局で手続を行えば、他の法人と同様に、登記が可能となります。
- (2) 規約を変更する場合には、規約変更認可申請書に規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、町長に認可を申請し、認可を受ける必要があります。
- (3) 認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続を進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

#### 4 不認可の決定に対する異議申立て

不認可の処分に対して不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して、60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。



### Ⅲ 認可後の地縁団体について

#### 1 認可地縁団体の印鑑登録

##### (1) 登録申請を行う際に必要なもの

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（P 2 9 別記1号様式（第3条））
- ② 代表者の印鑑
- ③ 団体の印鑑
- ④ 代表者の個人の印鑑
- ⑤ 代表者個人の印鑑証明書

##### (2) 登録できない印鑑

- ① ゴム印その他変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

#### 2 各種証明書の発行

##### (1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。証明書交付請求書（P 2 6）により総務課へ請求してください。

証明書の交付手数料は1通につき、300円です。

##### (2) 印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P 3 0 第3号様式（第3条））により総務課へ申請して下さい。印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要になります。

証明書の交付手数料は1通につき、300円です。

#### 3 告示された事項に変更がある場合

告示事項に変更が生じた場合は、告示事項変更届出書及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続を行う必要があります。

### 【告示事項】

名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）、代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）、規約に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日等

### 【提出書類】

- ①告示事項変更届（P 2 7 届出書様式）
- ②議事録
- ③代表者の変更の場合は、新代表者の承諾書

## 4 規約に変更があった場合

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、町長の認可後、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

### 【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書（P 2 8 申請書様式）
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）

## 5 団体が解散したとき

団体が解散した場合は、町長に対して届出（町長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の催告（官報による公告）手続が必要になります。

## 6 その他

### （1）総会の開催

- ①代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- ②総会の招集は、少なくとも5日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ③認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。
- ④総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

## (2) 認可後の地縁による団体の性格

### ① その地域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止

認可地縁団体は、その地域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の一つですので、原則として加入を希望する者の加入を拒むことは認められません。

### ② 民主的運営・自主的活動の原則（地方自治法第260条の2第8項）

### ③ 構成員に対する不当な差別的扱いの禁止（地方自治法第260条の2第8項）

### ④ 特定の政党のための利用の禁止（地方自治法第260条の2第9項）

## (3) 集会施設を改築（新築）する場合

認可後の地縁による団体で集会施設を新築するときは、地元区が建設し地元区の所有・管理となり町の補助を受けられることができます。詳しくは企画空港課企画政策班（電話 0479-84-1279）にお問い合わせください。

## IV 認可の取消しと解散

### 1 認可の取消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、町長は認可を取り消すことがあります。

- (1) 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (2) 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- (4) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき
- (5) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

### 2 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、町長に対して届出（町長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続が必要です。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産したとき
- (3) 認可が取り消されたとき
- (4) 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に定めがある場合を除く）
- (5) 構成員が欠け、相当数に満たなくなったとき

## V 参考例・様式

### 1 規約作成例

〇〇自治会規約（会則）

#### 第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な協同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、横芝光町〇〇△△番地から××番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の事務所は、横芝光町〇△△番地◇◇集会所内に置く。

※目的、名称、区域、主たる事務所は必要的記載事項です。

区域は町及び地番又は住居表示により明示するようにします。

#### 第2章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

※構成員の資格に関する事項は必要的記載事項です。

区域に住所を有する個人が全て団体の構成員となり得ること及びその団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではないようにしてください。

なお、年齢・性別・国籍等の条件を会員の資格として定めることは、認められません。法人や団体は構成員とはなれません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) その他の役員 〇人

(4) 監事 〇人

※代表者に関する事項は必要的記載事項です。

代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務がある場合は、その事項を定めてください。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

※役員を選任は、総会において行うことが望ましいです。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

※監事は、規約又は総会の決議で1名又は数名おくことができます。なお、監事は会務の執行を監査する役職上、会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする、ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 総会

※会議に関する事項は必要的記載事項です。

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

※通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めてください。通常総会は毎年1回以上開催しなければなりません。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、

その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

※会長は、会員の中から選任されていることにより、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○

(2) △△△△

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項



- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

※総会の議事録はその都度必ず作成してください。

## 第5章 役員

(役員構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

※「資産に関する事項」は必要的記載事項です。資産の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産

- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入  
(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

※事業計画、事業報告、予算、決算は、地縁による団体にとって重要事項となり、総会の議決または承認が必要です。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日から始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、町長の認可を受けなければ変更することはできない。

※規約の変更は町長の認可を受けなければ、その効力が生じません。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、○月○日から施行する。

※規約の変更は、町長の認可を要します。その際は、例えば「改正後、規約は町長の認可を受けた日から施行する。」となります。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△月△日までとする。

## 2 総会議事録作成例

〇〇年度 〇〇自治会通常総会議事録

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 ( ) 時 分～ 時 分

2 会 場 〇〇自治会集会所

### 3 議 事

- ① 法人化の認可申請について
- ② 区域の確定（変更）について
- ③ 規約の制定（変更）について
- ④ 構成員の確定について
- ⑤ 保有資産の確定について
- ⑥ 事業報告、決算、事業計画、予算の承認について
- ⑦ 代表者の決定について

### 4 議長選出

規約〇条第〇項の規定により、〇〇〇〇氏を議長に選出した

### 5 議事録署名人の選任

規約〇条第〇項の規定により、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任した。

### 6 総会の成立

規約〇条第〇項のとおり、総数〇〇〇名のうち、出席〇〇名、委任状〇〇名、欠席〇〇名で出席及び委任状提出者が〇〇名であり、総会定足数を満たし、総会が成立した。

### 7 議事の審議

- ① 地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
- ② 区域の確定（変更）については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。

- ③ ○○自治会規約の制定(改定)については、出席者の全員(4分の3)をもって可決した。
- ④ 構成員の確定については、出席者全員(過半数)をもって同意した。
- ⑤ 保有資産の確定については、出席者全員(過半数)をもって同意した。
- ⑥ 事業報告、決算、事業計画、予算の承認については、出席者全員(過半数)をもって可決した。
- ⑦ ○○○○氏を○○自治会の代表者とすることについて、出席者全員(過半数)をもって可決した。

以上の議事録は、通常総会の議事内容に相違ないことを認めます。

○○年○○月○○日

議	長	ⓐ
議事録署名人		ⓑ
議事録署名人		ⓒ

年 月 日

横芝光町長 様

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無を記載した書類
- 8 代理人の有無を記載した書類
- 9 区域を表示した地図



# 保有資産目録

団体の名称

年

月

日現在

## 1 不動産

### (1) 所有権を有する不動産

#### ア 建物

名称	延床面積	所在地

#### イ 土地

地目	面積	所在地

## 2 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量



## 保有予定資産目録

団体の名称

年

月

日現在

### 1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地

### 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

## 承 諾 書

私は、地方自治法260条の2第2項に規定する地縁による団体の  
認可申請にあたり、 年 月 日開催の総会の議決に従い、  
本件申請に関する 町会・自治会の代表者となること  
を承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 印

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

⑩

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

- (1) 有  
(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- (1) 有 職務代行者選任有りの場合  
職務代行者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

- (2) 無

---

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

## 代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

⑩

### 1 代理人の有無

(1) 有

代理人有りの場合

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(2) 無

「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。

・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

・第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

年 月 日

横芝光町長 様

(団体名)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

### 証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、告示された事項に関する証明書の交付を請求いたします。

(告示事項の証明を求める団体及び事務所の所在地)

1 団体の名称 \_\_\_\_\_

2 事務所の所在地 \_\_\_\_\_

3 証明書部数 \_\_\_\_\_ 部

届出書様式

年 月 日

横芝光町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務  
所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があつたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があつた事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

申請書様式

年 月 日

横芝光町長 様

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類



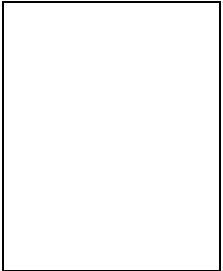


第3号様式(第3条)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地			
	(資格) 氏名	( ) 印	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_\_\_枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 住所  
2 代理人 氏名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格)氏名」欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。



## VI 参考法令

### 1 地方自治法（地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合

には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑱ 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

⑳ 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係

人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。



④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検

査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記を

することについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

## 2 横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定により、町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときにおいては、当該各号に定める者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 法第260条の10の規定による特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

(登録の申請)

第3条 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者（以下「代表者等」という。）であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面で自ら町長に対して申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録を申請する書面には、横芝光町印鑑条例（平成18年横芝光町条例第11号）に基づき登録されている代表者等の個人

の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

（登録）

第4条 町長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

（登録印鑑）

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体について1個に限るものとする。

2 町長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

（1） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

（2） 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの  
又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

（3） 印影を鮮明に表しにくいもの

（4） 前3号に掲げるもののほか、町長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

（登録事項）

第6条 町長は、第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票に、次に掲げ

る事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める事項  
(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら町長に対して申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び認可地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、併せて次に掲げ

る事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等の第2条に規定する区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 町長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により、認可地縁団体印鑑登録原票を複写するものとする。

3 町長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録事項の修正)

第9条 町長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第11条第1項及び第2項の規定により登録を抹消する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の廃止の申請)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら町長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、代表者等の個人印鑑を押印し

た書面により、直ちに自ら町長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 町長は、前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたことを知ったとき。

(2) 法第260条の20の規定により、認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、認可地縁団体印鑑として不相当と町長が認めることとなったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

3 町長は、前項第3号又は第4号の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により、代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。



2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第10条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(横芝光町行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定により町長がする処分については、横芝光町行政手続条例(平成18年横芝光町条例第10号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横芝町認可地縁団体印鑑の

登録及び証明に関する条例（平成6年横芝町条例第2号）の規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。